

がんばろう甲府!

物価高騰等緊急応援金



対象が
変わりました

対象

(いずれにも
該当する方)

- 中小企業庁が実施した事業復活支援金の交付を受けた事業者
 - 申請時において、市内に事業所のある中小法人・個人事業者
 - 甲府市が実施する、他の物価高騰対策を目的とした支援金等を併給していないこと
- ※その他、要件があります

支給額

個人：一律 **5** 万円 法人：一律 **10** 万円
※1事業者につき1回のみ

事業応援金プラス*を
受けたかどうかで
送付先や必要書類が
異なります



※事業応援金プラスとは、本市が令和4年2月から8月末まで実施していた、中小企業庁の事業復活支援金を受けた市内の事業者に対する応援金です

申請方法

2月28日(火)までに

申請書および必要書類一式を原則郵送にて送付

※なるべく特定記録などの郵便物の追跡できる方法で申請してください
※必要書類などは、下記ホームページからご確認ください

<事業応援金プラスを受けた方>

問い合わせ先・申請先

〒400-0058 宮原町608-1
甲府市物価高騰等緊急応援金事務局
☎055-267-7553
9:00~17:00(土・日曜日、祝日を除く)



<事業応援金プラスを受けていない方>

問い合わせ先・申請先

〒400-8585 丸の内1-18-1
甲府市役所産業部商工課
☎055-237-5695
8:30~17:15(土・日曜日、祝日を除く)



山梨県からの
お知らせ

物価高騰対策緊急生活支援金

~1世帯あたり3万円支給します~

県では、急激な物価高騰により影響を受けている世帯に支援金を支給します。受給には申請が必要です。

対象

令和4年9月30日時点で山梨県内の市町村に住民票のある①または②の世帯

①世帯全員の令和4年度住民税が
「均等割のみ課税」の世帯 または 「非課税」と「均等割のみ課税」で構成される世帯

②家計急変世帯

(令和4年10~12月までの収入が減少し「住民税均等割のみ課税相当」の収入となった世帯)

※国が実施する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)」(広報こうふ1月号掲載)の対象世帯は対象外です
※世帯の全員が、令和4年度住民税所得割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は対象外です

申請方法

2月28日(火)(消印有効)までに

申請書(県ホームページからダウンロード。郵便局に設置)および必要書類を添付して

事務局に郵送 または **最寄りの郵便局に提出**(北杜郵便局および簡易郵便局を除く)

<問い合わせ先・申請先> ※詳細は、県ホームページをご覧ください

山梨県物価高騰対策
緊急生活支援金給付事業事務局 コールセンター
☎0120-355-580 [9:30~17:30(土・日曜日、祝日を含む)]

